

## 船舶インシデント調査報告書

令和6年1月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年7月3日 14時55分ごろ
発生場所	長崎県壱岐市勝本町鳥屋鼻西方沖 勝本港辰ノ島防波堤灯台から真方位198° 1,200m付近 （概位 北緯33° 50.9′ 東経129° 40.5′）
インシデントの概要	プレジャーボートゆきⅢ世は、錨泊中、船外機を始動することができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年7月12日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート ゆきⅢ世、5トン未満（長さ6.58m） 290-18607長崎、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力66.20kW、回転数毎分5,500、4気筒、ボア79mm、使用燃料ガソリン、機関製造年月日不詳、昭和56年3月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約1.0m
インシデントの経過等	本船は、船長が1人で乗り組み、壱岐市勝本港タンス浦の係留場所を出航し、鳥屋鼻西方沖で船外機を停止して錨泊し、釣りの準備を始めた。 船長は、準備を終えて釣り場に向かうこととし、スタータスイッチを回したところ、セルモータが作動せずエンジンが始動できなかったため、運航不能と判断して海上保安庁に救助を要請した。 本船は、海上保安庁からの連絡を受けて来援した漁船により、係留場所にえい航された。 本船は、機関整備業者による点検が行われた結果、セルモータのブラシホルダが損傷して、同モータが回らない状態であることが判明し、完備品と交換して復旧した。 船長は、発航前に船外機の点検を行った際に異常を認めなかった。
分析	本船は、船外機を停止して錨泊中、船外機を始動する際、セルモータのブラシホルダが損傷したことから、モータ内のコイルに電流が供給されず船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。

<b>原因</b>	本インシデントは、本船が船外機を停止して錨泊中、船外機を始動する際、セルモータのブラシホルダが損傷したため、モータ内のコイルに電流が供給されず船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、定期的に船外機の整備を機関整備業者に依頼し、その整備内容について詳細な説明を受けること。</li></ul>